

計画調整局建築計画概要書等の電子化に係る整備等事務補助会計年度任用職員要綱

制 定 令和3年4月1日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号）及び会計年度任用職員の採用等に関する要綱（令和元年9月6日制定）に定めるもののほか、計画調整局建築計画概要書等の電子化に係る整備等事務補助会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第11条の3第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の電子化に係る建築計画概要書等の整備等業務
- (2) 規則第6条の3第1項第1号及び第4号に定める事項に関する証明書（以下「台帳記載事項証明書」という。）の電子交付に係るデータ整備等業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、建築計画概要書等の電子化及び台帳記載事項証明書の電子交付に係る補助業務

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用に係る選考は、筆記試験及び面接試験により行う。
2 会計年度任用職員の再度の任用については、業務の縮小等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して行うものとする。

(勤務時間等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数は、1週間当たり4日とし、1日の勤務時間は、7時間30分とする。
2 前項の勤務時間の割振りは、午前9時15分から午後5時30分までとし、そのうち午後0時15分から午後1時までを休憩時間とする。
3 会計年度任用職員の休日は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第5条第1項各号に掲げる日及び月曜日から金曜日のうち計画調整局長が定める1日とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年12月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の計画調整局建築計画概要書等の電子化に係る整備等事務補助会計年度任用職員要綱（以下「改正後の要綱」という。）第1条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、改正後の要綱第3条の規定の例により行うことができる。